

○豊後大野市水道事業給水条例施行規程

平成17年3月31日

水道事業管理規程第3号

改正 平成19年4月1日水管規程第1号

平成21年3月31日水管規程第2号

平成23年3月31日水管規程第1号

平成30年10月9日水管規程第1号

令和元年11月11日水管規程第3号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第17条）

第3章 給水（第18条—第21条）

第4章 料金及び手数料等（第22条—第26条）

第5章 管理（第27条—第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、豊後大野市水道事業給水条例（平成17年豊後大野市条例第236号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例 豊後大野市水道事業給水条例をいう。
- (2) 指定業者 豊後大野市指定給水装置工事事業者をいう。
- (3) 管理者 豊後大野市水道事業管理者の権限を行う市長をいう。
- (4) 政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の構成及び附属用具）

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水用機器をもって構成するものとする。

（工事の申込方法）

第4条 条例第4条に規定する工事の申込みは、施主（以下「申込者」という。）又はその代理人である指定業者が給水装置（新設・改造・撤去）工事申込書（様式第1号）により

管理者に申し込むものとする。ただし、条例第3条ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。

2 前項の申込みがあった場合は、管理者は、その受け付けた日から14日以内に、設計及び設計審査並びに使用材料の確認をし、手数料その他の納入通知書を添え、工事の施行承認通知をするものとする。この場合において、工事施行承認通知は、口頭により行うことができる。

(利害関係人の同意)

第5条 条例第4条第2項の規定により、管理者が申込者から利害関係人の同意書等の提出を求めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者は当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 給水装置所有者の「給水管分岐承諾」

(2) 他人の土地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地又は家屋所有者の「土地家屋使用承諾書」

(3) 前2号の規定による書類を提出できないとき 給水装置工事申込者の「誓約書」

(保留の範囲)

第6条 条例第6条に定める給水装置工事の申込みについて保留できる場合とは、次の場合をいう。

(1) 需要量に対して、供給できる水量が著しく不足しているとき。

(2) 申込者の地域に配水管が布設されておらず、この布設計画が後年時であるとき。

(3) 特殊な地形等のため技術的に給水が著しく困難なとき。

(開発事前協議)

第7条 条例第7条第1項の規定に基づく協議は、開発給水協議書（様式第2号）の提出をもって行う。

2 管理者は、前項の協議書の提出があった場合は、14日以内に適否を開発給水協議に関する回答について（様式第3号）により回答するものとする。

3 管理者は、前項の事前協議の同意が成立した場合は、給水協定書（様式第4号）を取り交わすものとする。（給水装置の使用材料）

第8条 管理者は、条例第9条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が、政令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 管理者は、前項の証明の提出がない場合は、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第10条の規定に基づく構造及び材料の指定は、次の基準により行う。

- (1) 配水管への取水口位置は、他の給水装置の取水口から30センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破損、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 条例第10条の規定により管理者が指定する材料は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 産業標準化法(昭和24年法律第185号)第30条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であつて、同項の規定により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第20条第1項に規定する日本産業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の許可を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示がなされたもの
- (2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、当該製品の政令第6条に定める構造・材質基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、前2項の規定により管理者が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 管理者は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、高層建築物、工場、事業所等の構造物、建築物及び構内に多様な給水施設を著しく設置する箇所その他必要があると認めた箇所には、受水槽を設置しなければならない。この場合の給水装置及び水質の保全等による責任の分解点は、受水タンクの入水口の逆止弁とする。

(給水管の口径)

第10条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさに決めなければならない。

(給水管埋設の深さ)

第11条 給水管は、公道及び私道においては舗装厚プラス30センチメートル以上の深さ(当該深さは最低60センチメートル以上を確保するものとする。)に、宅地内その他においては30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(受水タンク以下の装置)

第12条 条例第16条第2項の使用水量を計量するため特に必要がある場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 受水タンク以下の装置が住宅専用として設置され、各戸の水道使用者が異なるとき。
- (2) 受水タンク以下の装置が住居の用に供される部分(以下「住宅部分」という。)と非住宅部分とに区別され、各部分の水道使用が異なるとき。

2 受水タンク以下の装置にメーターを設置する基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号に該当し、散水栓等で各戸又は各部分が共用する部分(以下「共用部分」という。)を除く各戸の使用水量を区分して計量できる装置については、各戸ごとに設置することができる。

- (2) 前項第2号に該当し、共用部分を除く住宅部分と非住宅部分とを区分して計量できる装置におけるメーターの設置については、次に掲げるところによるものとする。

ア 住宅部分については、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。ただし、住宅部分が2戸以上で各戸の水道使用者が異なり、各戸の使用水量を区分して計量できる装置について、各戸ごとにメーターを設置することができる。

イ 非住宅部分について、管理者が計量上必要があると認めるときは、当該部分に係る使用水量を一括して計量できるメーターを設置する。

3 前項各号の共用部分について、管理者が特に必要と認めるときは、当該共用部分にメーターを設置することができる。

4 メーターを設置する受水タンク以下の装置は、次に適合するものでなければならない。

- (1) 汚染・逆流・衝撃の防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
- (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
- (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

5 受水タンク以下の装置の設置者、所有者その他管理責任を有する者は、管理者がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

6 メーターは、あらかじめ管理者に届け出て、指定業者が施工した受水タンク以下の装

置でなければ設置しない。

7 受水タンク以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

(危険防止の措置)

第13条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上又は地階に配管するときは、各階ごとに止水栓を設けなければならない。

6 給水管にはポンプを直結させてはならない。

(給水管防護の措置)

第14条 開渠^{きよ}を横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防御の措置を講じなければならない。

2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管保護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

(工事費予納の免除)

第15条 条例第12条第1項ただし書の規定に該当する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国又は県の機関で予算執行上、その工事費等の納入が遅れる場合

(2) 工事費の支払が、申込者と指定業者の間において約定していることを確認した場合

(取消しの通知)

第16条 条例第13条の規定による工事申込みの取消しを決定した場合の通知は、給水装置工事申込取消通知書(様式第5号)によるものとする。

(工事竣工検査)

第17条 指定業者は、工事^{しゅん}竣工後速やかに給水装置工事^{しゅん}竣工検査願（様式第6号）を提出し、条例第9条第2項の規定に基づく検査を受けなければならない。

第3章 給水

（メーターの設置、位置等）

第18条 メーターは、次に定める基準に基づき設置する。

- (1) 原則として建築物の外であって当該建築物の敷地内
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

（メーターの設置基準）

第19条 条例第16条第2項に規定する給水装置にメーターを設置する基準は、1建築物に1個とする。ただし、管理者が給水及び建築物の構造上特に必要があると認めた場合は、1建築物について2個以上のメーターを設置することができる。

2 同一使用者が同一敷地内に設置する2以上の建物で水道を使用するときは、当該2以上の建物を1建築物とみなす。

（メーターの損害弁償）

第20条 管理者は、条例第17条第3項の規定によりメーターを弁償させようとするときは、当年度の新品価格とし、更に旧メーターの搜索費及び取付工事費を加えた金額を弁償額とする。ただし、管理者が認めた場合は、この限りでない。

（給水申込み及び各種届出）

第21条 次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者に対し届出書又は申請書を提出するものとする。

- (1) 条例第18条の給水契約の申込みの場合 水道給水申込書（様式第7号の1及び様式第7号の2）
- (2) 条例第20条及び第21条第2項第4号の管理人を選定し、又は変更した場合 管理人選定（変更）届（様式第8号）
- (3) 条例第21条第1項第1号の水道の使用をやめる場合 給水使用中止届（様式第9号）
- (4) 条例第21条第1項第2号の水道の使用用途を変更する場合 給水使用用途変更届（様式第10号）
- (5) 条例第21条第1項第3号の消防演習に消火栓を使用する場合 消火栓使用願（様式第11号）
- (6) 条例第21条第2項第2号の給水装置の所有者が変わった場合 給水装置所有権移転

- 届（様式第12号）
- (7) 条例第4条第1項の給水装置撤去（加入権放棄）の場合 給水装置撤去（加入権放棄）届（様式第13号）
- (8) 条例第21条第2項第3号の火災消火用に水を使用した場合 水道水の火災消火使用届（様式第14号）
- (9) 電話による各種受付処理の場合 移動受付票（様式第15号の1）、修理通報受付票（様式第15号の2）
- (10) メーターの亡失又はき損の場合 メーター亡失（き損）届（様式第16号）
- (11) 条例第24条の規定による給水装置又は水質検査の請求の場合及び結果通知の場合 給水装置（水質）検査請求書（様式第17号）及び給水装置（水質）検査結果通知書（様式第18号）

第4章 料金及び手数料等

（料金等の納入期限）

第22条 条例に定める料金等の納入期限は、次に定めるとおりとする。

- (1) 料金にあっては納入通知書を発したその月の末日とし、その日が休みの場合は翌月の最初の営業日とする。
- (2) その他の納入金は、別に定めのない限り、納入通知書を発した日から14日以内とする。

（過誤納による精算）

第23条 料金等の徴収後、その料金の算定に過誤納があったときは、翌月以降において精算するものとする。

（使用水量及び用途の認定基準等）

第24条 条例第28条の規定による使用水量及び用途の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替え後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) メーターが設置されていないときは、1世帯1月につき4人まで20立方メートルとし、1人を増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。ただし、月の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止した場合、使用日数が15日を超えないときは、その2分の1の水量とする。
- (3) 条例第28条第3号及び第4号の規定による用途区分は、それぞれの用途に係る使用水量に対応する超過料金の額が高額である用途区分とする。
- (4) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前3回の使用水量又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いとき

は見積量による。

(加入金を徴収しない場合)

第25条 家屋の移転等による給水装置の移転の場合の加入金は、次に定めるとおりとする。

- (1) 豊後大野市水道事業の区域内で移転し、増径しない場合
加入金…徴収しない。
- (2) 豊後大野市水道事業の区域内で移転し、増径する場合
加入金…旧口径と新口径の差額を徴収する。

(料金等の減免)

第26条 条例第35条の規定により減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち管理者が認めたものに対して行う。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の加入金
- (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (4) その他管理者が公益上特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定による料金等の減免の申請は、水道事業納付金減免申請書（様式第19号）の提出をもって行う。

3 管理者は、前項の申請があった場合には、速やかに調査の上、減免処分を決定し、20日以内にその結果を当該申請者に対し、水道事業納付金減免申請結果通知書（様式第20号）により通知するものとする。

第5章 管理

(措置命令)

第27条 条例第37条の規定による措置の指示は、給水装置の管理義務違反に関する指示書（様式第21号）により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭にて行う。

(水道使用上の注意)

第28条 給水用機器にホース等を接続して水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第29条 条例第43条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、豊後大野市小規模簡易専用水道に関する規則（平成21年豊後大野市規則第25号）の管理基準に基づいた管理及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の三重町水道事業給水条例施行規則（平成10年三重町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年4月1日水管規程第1号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日水管規程第2号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月9日水管規程第1号）

この規程は、平成31年7月1日から施行する。

附 則（令和元年11月11日水管規程第3号）

この規程は、公示の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表)

メーター口径		受付番号	受付者	年月日		設計承認		水栓番号					
m/n		建築物確認書 要・不要		第 号		課長		メーターまで(又は止水栓止め)工事費					
		竣工年月日	年月日	新設・差額		係長		名	形状 寸法	単 価	工事費 数量	内 金額	精 算 額
		竣工検査年月日	年月日	Y		担当					数量	金額	数量
		時間・水正 時分	時分										
		穿孔完了年月日	年月日										
		新設 給水装置 改造 撤去	工事申込書										
		豊後大野市水道事業管理者様 申込者住所 (工事費負担者)氏名 電話番号	年月日										
		豊後大野市水道事業給水条例施行規程第4条の規定により下 記の者を代理人と定めます。											
		豊後大野市水道事業給水条例第4条の規定に基づき、下記給 水装置工事の施工を申し込みます。											
		設置場所	番地										
		用途	水栓数										
		建築物の用途	専用住宅・共同住宅・その他										
		建築物の構造	木造・鉄筋造・鉄骨造・その他() 階数 階建、延べ面積 m ²										
		利害関係人同意書											
		豊後大野市水道事業管理者様 上記工事の関係者である私たちは、この設置に同意し、豊 後大野市水道事業には一切迷惑はかけません。											
		土地所有者住所 承諾氏名	④										
		家屋所有者住所 承諾氏名	⑤										
		土地通達住所 承諾氏名	⑥										
		給水管分岐住所 承諾氏名	⑦										
		※ 承諾書に判がもらえない場合											
		誓約書											
		豊後大野市水道事業管理者様 給水装置工事 申込者住所 氏名	⑧										
		上記の給水装置工事施工について第三者から異議の申立 てがあっても、豊後大野市水道事業に対してご迷惑をおか けないことを誓約いたします。											
		給水装置設置者(権利者) 住所 氏名											
		豊後大野市水道事業管理者様 給水装置設置者住所 氏名 電話番号											
		給水装置工事事業者 指定番号 氏名											
		備考											
		※ 開発業者の倒産や営業休止等により、給水装置 分岐同意書欄に同意、押印が得られない場合											
		私が給水装置の設置を計画した場所は、下記の業者が開発し た住宅地でもあります。給水管の分岐同意をいただくため同様に 文書依頼したところ、所在が確認できず別添のように返送され て来ました。つきましては、当方の事情もあり早急に給水を受 けたいので給水管の権利者の所任を確認次第、当方の責任で分 岐同意をいただき届け出ますから、分岐同意欄空欄のまま給水 装置工事申込書を受理していただきたく給水装置工事事業者と 連署をもってお願いいたします。 なお、本件につきましては当方の責任で処理し、豊後大野市 水道事業に一切迷惑をおかけしないことを約束します。											
		1 給水装置設置予定場所											
		2 給水管設置者(権利者)											
		住所 氏名											
		豊後大野市水道事業管理者様 給水装置設置者住所 氏名 電話番号											
		給水装置工事事業者 指定番号 氏名											
		舗装切替工											
		機械力舗装取壊工											
		舗装切替工											
		機械力取壊工											
		処分											
		機械力床掘工											
		人力床掘工											
		機械力残土処理工											
		人力残土処理工											
		機械力砂埋戻工											
		機械クラッシュラン埋戻工											
		路面取替工											
		水断水取替工											
		管接合工(PP・VD)											
		管接合工(PP・VD)											
		止水栓取付工											
		スリース弁取付工											
		止水栓BOX工											
		路面復旧費											
		路面復旧費											
		小計											
		③=①+② 直接工事費											
		④ 共通仮設費											
		⑤ 現場管理費											
		⑥ 一般管理費											
		⑦=③+④+⑤+⑥ 工事費計											
		⑧ 消費税											
		⑨=⑦+⑧ 総合計											

審査員		新設 給水装置 改造 撤去		施工承認申請書		給水管口径	m/m	引込管口径	m/m	受水タンク容量	m ³	高置タンク容量	m ³
						平面図							
				年 月 日									
		給水装置工事		住所									
		申込者		氏名									
		設置場所		豊後大野市		番地							
上記のとおり給水装置工事を施工したいので、ご承認ください。													
豊後大野市水道事業管理者													
豊後大野市長 様													
指定給水装置工事事業者 住所													
主任技師 名称													
氏名													
承認		指示事項											
印	通知月日												
	月 日												
	通知方法												
	口頭・文書												
付近見取図	水道台帳番号	—											

様式第2号(第7条関係)

開 発 給 水 協 議 書

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

給水装置設置者

住 所

氏 名

電 話



下記のとおり開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて協議します。

記

1 給水場所 豊後大野市

(対象地番全部を記入)

2 開発事業の名称(団地名)

.....

3 開発目的

ア 宅地造成による土地分譲

イ 宅地造成及び分譲住宅建築

ウ その他()

4 開発事業の概要

開発区域m²

計画地盤高 最高m

最低m

区 画 数区画

5 開発事業の予定時期

着 工 年 月

完 成 年 月

6 給水希望年月

年 月

7 水道工事施工予定業者名

8 添付書類

(1) 位置図 S=1 /

(2) 計画平面図 S=1 /

(3) 配水管布設計画平面図 S=1 /

(4) その他必要書類

(道路位置指定通知書、公共施設管理
予定者との協議経過書等を添付)

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

申請者 様

豊後大野市水道事業管理者
豊後大野市長

印

開発給水協議に関する回答について

年 月 日付けで協議のあったことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 適……別紙給水協定書締結を条件として同意します。

- 2 否
(理由)

様式第4号(第7条関係)

給 水 協 定 書

豊後大野市水道事業管理者 豊後大野市長 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は、乙が施行する事業に係る給水について、次のとおり協定する。

(給水計画)

第1条 甲は、乙が施行する次の事業に係る給水について同意する。

- (1) 事業の名称
- (2) 所在地 豊後大野市 番地
- (3) 開発区域面積m²
- (4) 区画数区画

(給水施設)

第2条 乙は、当該団地の給水施設工事を実施するに当たっては、豊後大野市水道事業給水条例並びに豊後大野市指定給水装置工事事業者規程等、水道に関する規定を遵守するものとする。

(給水方法)

第3条 乙は、甲の所有する水道施設(線 既設配水管φ m/m)よりφ m/m給水管を分岐し、開発区域内に給水を受けるものとする。

(実施設計)

第4条 乙は、前条の給水施設の実実施設計に当たっては、あらかじめ甲と十分協議し、その指示に従い承認を得なければならない。

(給水施設工事の着手)

第5条 当該事業の給水施設工事は、設計図書及び工事着工届、工程表、使用材料承認願を提出しなければ着手してはならない。

(負担金の納入)

第6条 乙は、豊後大野市水道事業給水条例の規定に基づく加入金等は特別の定めがあるほかは、給水開始の前までに甲に納入しなければならない。

(工事の監督及び検査)

第7条 甲は、当該事業の給水施設工事について、監督員を定めなければならない。乙は、甲が定めた監督員の指示に従い誠実に施工しなければならない。

2 乙は、工事が完成した場合には、速やかに甲に完成届を提出し、工事の検査を受けなければならない。甲は、当該団地の給水施設工事の完成届を受理した日から14日以内に検査を行うものとする。

(給水施設の移管)

第8条 甲は、当該事業の給水施設のうち、前条の検査に合格した公道内に設置した給水施設及び給水施設流入部φ m/m管、布設法面管路敷地(幅員3.0m)を甲に移管するものとする。

(給水開始時期)

第9条 甲は、当該事業の給水について、第7条第2項の工事検査及び第6条に係る加入金が納入された日から給水を開始する。

(かし担保)

第10条 乙は、甲に給水施設を移管した日から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、工事目的物のかし担保する責めを負う。

- (1) 石造、土造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤のかし……2年
- (2) 前号に掲げるかし以外のかし……2年

(協定書の効力)

第11条 本協定は、締結の日から2か年以内に給水施設工事に着手しない場合は、無効とする。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(補則)

第12条 本協定の疑義及び本協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各々その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲：豊後大野市水道事業管理者 豊後大野市長

印

乙：

印

様式第5号(第16条関係)

年 月 日

様

豊後大野市水道事業管理者 豊後大野市長 印
給水装置工事申込取消通知書

月 日付けで給水装置工事の設置申込みのありました件について、下記の理由により申込みを取り消します。

なお、理由が解消した場合は、再度申込みをすることができます。

記

- 1 設置場所 豊後大野市番地
- 2 量水器口径m/m
- 3 使用用途
- 4 取消理由

様式第6号(第17条関係)

給水装置工事竣工検査願

年 月 日

受 付 者	竣工検査員

豊後大野市水道事業管理者 様

施工業者

住所

氏名



工事が竣工したので、次の事項について検査をお願いします。

承認番号		竣工年月日	年 月 日
装置場所	豊後大野市 番地		
給水装置 工事申込者	住所 豊後大野市 番地 氏名		
検査希望年月日	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
検査年月日	年 月 日	午前・午後 時 分	検査員
再検査年月日	年 月 日	午前・午後 時 分	検査員
検査項目	適 否		検査項目
	検査	再検査	
設計書と工事内容との照合			弁・栓类等ボックスの取付状況
使用材料の確認			通水検査
配管状況			受水タンク等の吐水口空間の確認
埋設深度の確認			量水器及びボックスの取付状況
保護措置(凍結、腐食、衝撃)の確認			道路復旧状況
器具の取付状況			その他
残留塩素 mg/・	水圧 kg/cm ²	手直しの有無	
		設計書	有・無
設計書の是正事項		手直し工事事項	

(注) 太枠のみ記入してください。

様式第7号の1(第21条関係)

※ 民間の借家・アパート住まいの方の場合

水道給水申込書

豊後大野市水道事業管理者様

給水の場所

行政区	アパート等の名称	所有者	管理人
		住所	住所
	室名	氏名	氏名又は名称
	号		
収入番号	—		

.....年.....月.....日から、上記収入番号の給水栓から豊後大野市営水道を使用したいので、開栓を申し込みます。

年 月 日

給水申込者(入居者)

氏名 ㊟

生年月日

前住所

電話番号 —

勤務先名称

勤務先住所

勤務先電話番号 —

使用料の支払を怠った場合は、連帯保証人である私が責任をもって支払うことを誓約いたします。

連帯保証人

給水栓所有者(家主、管理等)

住所

氏名又は名称 ㊟

電話番号 —

ここから上を記入してください。

(上下水道課処理欄)

収入番号 第 — 号

アパート名称

カード記載

点検	
開栓	

様式第7号の2(第21条関係)

※ 公営の住宅・官舎住まいの方の場合

水道給水申込書

豊後大野市水道事業管理者様

給水の場所

市・県営住宅の名称		所有者	管理人
室名	号	住所 氏名	住所 氏名又は名称
収入番号	—		

.....年.....月.....日から、上記収入番号の給水栓から豊後大野市営水道を使用したいので、開栓を申し込みます。

年 月 日

給水申込者(入居者)

氏名
生年月日
前住所
電話番号
勤務先名称
勤務先住所
勤務先電話番号

使用料の支払を怠った場合は、連帯保証人である私が責任をもって支払うことを誓約いたします。

連帯保証人

住所
氏名
電話番号

ここから上を記入してください。

(上下水道課処理欄)

収入番号 第 一 号
アパート名称

カード記載

点 検	
開 栓	

様式第8号(第21条関係)

管 理 人 選 定 (変 更) 届

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

申請者

住 所

所有者氏名

直接担当者氏名

電話番号

.....
.....
.....
.....

次のとおり管理人を選定(変更)したのでお届けします。

装 置 の 場 所

豊後大野市

番地

住宅名(アパート名)

管 理 人 の 氏 名 等

電話番号

.....
..... アパート 号
.....
.....

様式第9号(第21条関係)

給水使用中止届

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

給水使用者

住 所
所有者氏名 (印)
電話番号
転居先住所
電話番号

次のとおり給水の使用中止したいのでお届けします。

装置の場所 豊後大野市 番地
収入番号

様式第10号(第21条関係)

給水使用用途変更届

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

申請者

住 所

所有者氏名

電話番号

.....
.....
.....

次のとおり水の使用用途を変更したいのでお届けします。

装置の場所	豊後大野市	番地
	収入番号
給水用途	現在	一般・営業・大口・特大口・臨時
申請の用途		一般・営業・大口・特大口・臨時
	メーター番号
申請の理由	

様式第11号(第21条関係)

消 火 栓 使 用 願

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

使用者

住 所

団体名

代表者氏名 (印)

消火栓を使用いたしたく、豊後大野市水道事業給水条例第21条第1項第3号の規定により下記のとおり申請します。

なお、使用に際しては下記の条件を遵守します。

記

消火栓の所在地	豊後大野市	番地先
使 用 目 的	
使 用 期 日	年 月 日 ~ 日	
使 用 時 間	午前・後 時 分 ~ 時 分	
使 用 方 法		

条 件

- ① 注水時間は10分を超えてはならない。
- ② 目的以外に使用しないこと。
- ③ 使用に際し、影響を及ぼす範囲の水道使用者の各戸に対し事前に連絡をすること。
- ④ 使用中配水管等に異常があった場合は、直ちに使用を中止し、上下水道課に連絡すること。

様式第12号(第21条関係)

給水装置所有権移転届

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

申請者(新所有者)

住 所

氏 名 (印)

電話番号 —

前所有者

住 所

氏 名 (印)

電話番号 —

次のとおり給水装置の所有権を移転したのでお届けします。

装置の場所	豊後大野市	番地
	収入番号 —
装置の用途	一般・営業・大口・特大口・臨時	
	メーター番号 —
移転の内容	譲 渡	
	相 続	
	競(公)売	
	そ の 他()	

※ 連署、押印ができない場合の理由

.....

様式第13号(第21条関係)

給水装置撤去(加入権放棄)届

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

申請者(所有者)

住 所

氏 名 印

電話番号 —

次のとおり給水装置の撤去(加入権放棄)をしたいのでお届けします。

装置の場所 豊後大野市 番地
収入番号 —
使用の用途 一般・営業・大口・特大口・臨時
メーター番号 —

ここから上を記入してください。

上下水道課処理欄

メーター撤去 月 日					
最終指針.....m ³					
課長		担当		整理記入	

給水装置台帳へ貼り付けること。

様式第14号(第21条関係)

水道水の火災消火使用届

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

使用者 住 所
氏 名 (印)

このたび水道を火災消火のため使用したので、豊後大野市水道事業給水条例第21条第2項第3号の規定により下記のとおり届けます。

記

火災の日時 年 月 日
午前・後 時 分 ~ 午前・後 時 分

使用給水装置

装置の場所 豊後大野市 番地

収入番号

使用の用途 一般・営業・大口・特大口・臨時

メーター番号

上記のとおり使用したことを認めます。

年 月 日

豊後大野市消防団長

(印)

様式第15号の1(第21条関係)

.....月.....日受け 発信者.....		受信者.....
移 動 受 付 票		
収入番号..... —		検針順..... メーター番号..... —
場 所 (アパート、号室)	豊後大野市 アパート..... 号	
使 用 者 名		
移 動 月 日	月 日 時	
移 動 内 容	開 栓 ・ 閉 栓 ・ 名 変(死亡の場合のみ)	
使 用 料 の 精 算 方 法	現 地 来 庁 口座振替 郵送(郵送先.....)	
※ 該当する箇所を○で囲む。		処理欄

様式第15号の2(第21条関係)

.....月.....日受け		通報者.....	受信者.....
修 理 通 報 受 付 票			
道 路	場 所	豊後大野市 市 ・ 県 ・ 国道.....	
	内 容		
個 人 住 宅	場 所 (アパート、号室)	収入番号.....	メーター番号.....
		豊後大野市アパート.....号	
	使用 者 名		
費 用 負 担		課 ・ 個人()	
修 理 発 注		月 日 時 管工事組合 FAX 22-6316	
		処理欄	

様式第16号(第21条関係)

メーター亡失(き損)届

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

申請者(所有者)

住 所

氏 名 印

電話番号 —

下記の理由により、保管使用中のメーターを亡失(き損)しましたので、お届けいたします。なお、損料等については直ちに弁償いたします。

記

- 1 装置の場所 豊後大野市 番地
収入番号
- 2 亡失(き損)の理由
- 3 使用の用途 一般・営業・大口・特大口・臨時
メーター番号..... —

ここから上を記入してください。

上下水道課処理欄

メーター弁償代		(税込み)		円	
課		担		整理	
長		当		記入	

口径..... m/m
個数..... 個
単価..... 円

様式第17号(第21条関係)

給水装置
水質検査請求書

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

申請者(所有者)

住 所

氏 名 (印)

電話番号 —

次の理由により給水装置・水質の検査を請求いたします。

1 装置の場所 豊後大野市 番地

収入番号 —

メーター番号 —

2 検査請求の理由(なるべく詳しく書いてください。)

.....
.....
.....
.....
.....
.....

様式第18号(第21条関係)

給水装置
水質 検査結果通知書

年 月 日

様

豊後大野市水道事業管理者

豊後大野市長



年 月 日付けで申請のありました給水装置・水質の検査結果を通知します。

1 装置の場所 豊後大野市 番地

収入番号

メーター番号

2 検査結果

3 費用の負担

様式第19号(第26条関係)

水道事業納付金減免申請書

年 月 日

豊後大野市水道事業管理者 様

申請者(所有者)

住 所

氏 名 (印)

電話番号 —

豊後大野市水道事業給水条例第35条の規定により、水道事業納付金について減額(免除)していただきたく、次のとおり申請します。

1 水道納付金の種類

.....

2 減額(免除)を受ける前の金額 金.....円

3 減額(免除)の申請額 金.....円

4 申請の理由

.....
.....
.....
.....
.....

様式第20号(第26条関係)

水道事業納付金減免申請結果通知書

年 月 日

様

豊後大野市水道事業管理者

豊後大野市長



年 月 日付で申請のありました水道事業納付金減免申請の結果について下記のとおり通知します。

1 水道納付金の種類

.....

2 軽減(免除)を受ける前の金額 金.....円

3 軽減(免除)の決定額 金.....円

4 決定の理由

.....
.....
.....
.....
.....

様式第21号(第27条関係)

(表)

年 月 日

給水装置の管理義務違反に関する指示書

給水装置の使用者名
又は
給水装置の所有者名

様

豊後大野市水道事業管理者
豊後大野市長



豊後大野市水道事業給水条例第37条の規定に基づき、次のとおり指示します。

- 1 給水装置の設置場所
- 2 措置指示事項

豊後大野市水道事業給水条例抜粋

(水道使用者等の管理上の責任)

第23条 水道使用者等は、善良な管理義務者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、管理者が負担する。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者等が、第8条、第14条第2項、第16条第4項の工事費、第23条第2項の修繕費、第25条の料金又は第33条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなく、第27条の使用水量の計量又は第36条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(設置者の責務)

第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(裏)

【小規模簡易専用水道の維持管理指導要綱】

(維持管理)

第4条 設置者又は管理責任者は、次の各号に掲げる項目ごとに、当該各号に定めるところにより、小規模簡易専用水道を適切に維持管理しなければならない。

(1) 保守点検

別表第1の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる回数により、保守点検を実施し、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講ずること。

(2) 水質管理

ア 給水栓における水に異常な臭気が認められないこと。

イ 給水栓における水に異常な味が認められないこと。

ウ 給水栓における水に異常な色が認められないこと。

エ 給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。

(3) 水槽の清掃

水槽の清掃は、貯水の水質保全及び衛生確保を図るため、次の事項に留意し、毎年1回定期的に行うこと。

ア 高置水槽又は圧力水槽の清掃は、原則として受水槽の清掃の日と同じ日に行うこと。

イ 作業者は、常に健康状態に留意するとともに、健康状態不良の者は、作業に従事しないこと。

ウ 給水栓における水に異常な色が認められないこと。

エ 給水栓における水に異常な濁りが認められないこと。

オ 壁面等に付着した物質の除去は、水槽の材質に応じ、適切な方法で行うこと。

カ 清掃終了後、水道水の引込管等の停滞水や管内のもらいさび等が水槽内に流入しないようにすること。

キ 水槽内の消毒薬は、有効塩素50～100ppmの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。

ク 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高压洗浄機等利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して、2回以上行うこと。

ケ 消毒後の水洗い及び水槽内への水張りは、消毒終了後少なくとも30分以上経過して行うこと。

コ 水槽内への水張り終了後、水槽及び給水栓における水について、水質検査及び残留塩素の測定を行うこと。

(4) 清掃業務の委託

水槽の清掃作業の衛生及び安全を確保し、並びに清掃後の水質保全を図るため、次の者に点検、管理、清掃等に係る業務を委託することができるものとする。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第4号の建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業を営んでいる者

イ アに掲げる者と同等以上の清掃を行うことができると認められる者

(5) 汚染事故の措置

水質汚染事故については、次の事項に留意し、措置すること。

ア 給水栓における水等に異常を発見した場合の連絡体制を明確にし、事故の早期発見及び防止に努めること。

イ 水質汚染事故が発生した場合は、直轄保健所、関係市町村及び関係水道事業者に速やかに連絡すること。

ウ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を利用することが危険であることを関係者に周知徹底すること。

エ 給水栓における水に臭い、味、濁りその他異常を認めたとときは、直轄保健所、関係市町村及び関係水道事業者に速やかに連絡すること。

(6) 帳簿書類、記録等

ア 小規模簡易専用水道の配置及び系統を明らかにした図面及び水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図を整理し、永久保存すること。

イ 小規模簡易専用水道の保守点検、水質管理、水槽の清掃その他の結果を、小規模簡易専用水道維持管理台帳に記録し、関係書類とともに3年間保存すること。

様式第 1 号 (第4条関係)
様式第 2 号 (第7条関係)
様式第 3 号 (第7条関係)
様式第 4 号 (第7条関係)
様式第 5 号 (第16条関係)
様式第 6 号 (第17条関係)
様式第 7 号の 1 (第21条関係)
様式第 7 号の 2 (第21条関係)
様式第 8 号 (第21条関係)
様式第 9 号 (第21条関係)
様式第 1 0 号 (第21条関係)
様式第 1 1 号 (第21条関係)
様式第 1 2 号 (第21条関係)
様式第 1 3 号 (第21条関係)
様式第 1 4 号 (第21条関係)
様式第 1 5 号の 1 (第21条関係)
様式第 1 5 号の 2 (第21条関係)
様式第 1 6 号 (第21条関係)
様式第 1 7 号 (第21条関係)
様式第 1 8 号 (第21条関係)
様式第 1 9 号 (第26条関係)
様式第 2 0 号 (第26条関係)
様式第 2 1 号 (第27条関係)